

議案第98号

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例（平成12年つくば市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例

第1条中「、住民基本台帳法」を「及び住民基本台帳法」に改め、「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）等」を削る。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表15の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードの交付及び再交付手数料の徴収の定めを削除するため、この条例案を提出するものである。

つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例  
 (平成12年つくば市条例第44号) 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>つくば市戸籍法及び住民基本台帳法関係手数料条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、戸籍法(昭和22年法律第224号)及び<u>住民基本台帳法</u>(昭和42年法律第81号) _____        _____に係る事務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>_____</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p><u>つくば市戸籍法、住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係手数料条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、戸籍法(昭和22年法律第224号)、<u>住民基本台帳法</u>(昭和42年法律第81号)、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に係る事務について徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条—第5条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p><u>(手数料の徴収の特例)</u></p> <p>2 <u>平成21年1月1日から平成23年3月31日までの間に行われた住民基本台帳法第30条の44第1項又は住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の18第1項の規定による申請に基づき行う、住民基本台帳カードの交付又は再交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</u></p> <p>3 <u>当分の間、個人番号カードの最初の交付及び次に掲げる交付に係る手数料については、第2条の規定にかかわらず、徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>番号法第17条第7項の規定に基づき有効期間が満了した個人番号カードを返納した者に対する新たな個人番号カードの交付</u></p> <p>(2) <u>番号法施行令第14条第7号に該当して番号法施行令第15条第2項の規定によ</u></p>

- り個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付
- (3) 番号法施行令第15条第1項第2号に該当して同条第2項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付
- (4) 番号法施行令第14条第1号に該当して番号法施行令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した者に対する個人番号カードの交付
- (5) 番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付

別表（第2条関係）

項	事務	金額
1—14 (略)	(略)	(略)
15	<u>番号法第17条第1項若しくは番号法省令第29条第2項の規定に基づく個人番号カードの交付又は番号法省令第28条第1項の規定に基づき求められた個人番号カードの再交付</u>	1枚につき800円

別表（第2条関係）

項	事務	金額
1—14 (略)	(略)	(略)